



一時預かり事業のご案内

関ヶ原町では、保護者の事情により、一時的に保育が必要となるお子さんを、町内保育園において一時的にお預かりします。

		一般型	幼稚園型（保育園在園児）
対象者		町内に住所がある満1歳の誕生日から就学前までの児童	町内の各保育園に在籍している1号認定※の児童
実施日時		月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：30～16：30まで	対象児童の在園する日 8：00～16：30まで
実施場所		西保育園（松尾258-1）	対象児童が在園する園
利用可能日数		1カ月当たり5日まで	利用日数の制限なし
※園の行事や児童の体調が悪い場合にはお預かりできません。			
利用料	3歳未満児	1時間当たり 220円	/
	3歳以上児	1時間当たり 170円	
一般型で給食を希望した場合、1食あたり250円が必要です。 （おやつのみを希望した場合は25円が必要です。）			
利用の流れ		①利用希望の方は、保育園または関ヶ原町役場（住民課）にお問い合わせください。 ②保育園において面談を実施後、受け入れの可否を決定します。 （一般型の場合のみ、初回利用前に実施） ③保育園と利用予定日を調整します。 ④幼稚園型の場合は利用予定日の5日前までに、一般型の場合は7日前までに申請書を役場窓口へ提出してください。	

※満3歳以上の児童で、教育標準時間（8：30～13：00）の認定を受けている児童



関ヶ原町役場 住民課（児童福祉係）
電話：43-1113

